

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (5万円/1世帯)のご案内

健康福祉課生活支援係 ☎(25) 1115

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯当たり5万円を支給します。給付金を受給するためには**手続きが必要**ですので、以下のとおりご案内します。

支給額 1世帯あたり5万円

対象となる世帯

令和4年9月30日に住民登録があるかた(住民登録はないが日本国内で生活しているかたを含む)の世帯で、以下の①②いずれかにあてはまる世帯。

- ①世帯全員の「令和4年度の住民税均等割」が非課税である世帯(ただし、世帯全員が課税者に扶養されている世帯は除きます)。
- ②予期せず**令和4年1月から12月までの家計が急変**し世帯全員が「住民税非課税相当」(右表のとおり)の収入となった世帯(ただし、定年退職や事業活動に季節性があるなど、収入が減少することがあらかじめ明らかな月の収入減少は、予期せず収入が減少したわけではないため対象外です)。

申請方法 (世帯によって異なります)

①**の世帯の場合** 令和4年11月8日に鳥羽市から支給にあたっての確認書を送付していますので、必要事項を記載のうえ返送してください。

※DV等避難者や令和4年1月2日以降に転入・世帯員変更があった世帯など、申請が必要な場合があります。対象であるのに確認書が届かない場合には問い合わせてください。

②**の世帯の場合** 申請書に必要な書類を添えて、健康福祉課生活支援係に申請してください。

申請期限 令和5年1月31日(火)

申請書配布先 保健福祉センターひだまりまたは市ホームページからダウンロードできます(郵送を希望される場合には問い合わせてください)。

※虚偽の内容により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

配偶者控除・扶養控除の人数	非課税相当給与収入限度額	非課税相当所得限度額
0名	93.0万円	38.0万円
1名	137.8万円	82.8万円
2名	168.3万円	110.8万円
3名	209.9万円	138.8万円
4名	249.9万円	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

※鳥羽市の例(市町村によって異なります)

【注意！】 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145(午前9時から午後8時(土曜・日曜日、祝日、年末年始除く))

軽 JNKS・軽 OSS の新サービスが始まります

(軽JNKSへの問い合わせ先) 税務課管理収納係 ☎(25)1132 / (軽OSSへの問い合わせ先) 税務課市民税係 ☎(25)1134

令和5年1月から軽 JNKS(軽自動車税納付確認システム) および軽 OSS(軽自動車ワンストップサービス) が始まります。JNKS(ジェンクス)は自動車税に関する納付情報が運輸支局などと連携されるシステムで、令和5年1月から軽 JNKSが運用を開始し、車検を受ける際に継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります。

OSSは自動車を保有するために必要な各種手続きをパソコンからインターネットで行うことができるサービスで、令和5年1月から「新車購入時の軽自動車保有関係手続」が対象に追加されます。

軽 JNKS



- ご注意ください
- 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽 JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。
 - 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽 JNKSに登録されていない場合や、転入直後で軽 JNKSへの登録がされていない場合など、軽 JNKSに関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。

軽自動車 OSS

- メリット
- 1 手続のために、行政機関などの窓口に向く必要がありません。
※ただし、軽自動車検査協会の窓口での「車検等」の受取りは必要です。
 - 2 申請・申告・納付の各種手続を、順番どおりに一連の流れで行えます。



各サービスについてくわしくは地方税共同機構のホームページをご覧ください。

